

相模原市道路構造条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第43号

相模原市道路構造条例の一部を改正する条例

相模原市道路構造条例(平成24年相模原市条例第99号)の一部を次のように改正する。

第33条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 自動運行補助施設

本則に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第100号)に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。